

規則等の名称	徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号） ○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（平成22年政令第202号） ○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）
趣旨	<p>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されたことに伴い、認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な貸付金の償還期間等を定める必要があったことから、徳島県林業改善資金貸付規則について所要の改正を行ったもの。</p>
概要	<p>認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な貸付金の償還期間等を定めた。</p>
施行日	平成22年10月1日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>予算の定めるところにより資金の貸付決定を行うために必要となる事項を定める規則であったため。</p>